

「一票で愛する岐阜県 変わるはず」

岐阜県知事選挙

投票日

平成25年1月27日(日)

岐阜県知事選挙は、1月27日(日)に行われます。棄権することなく、大切な一票を投票しましょう。

【知事選挙】

告示日 1月10日(木)

投票日 1月27日(日)

照会先 選挙管理委員会

☎23-68003

投票時間

午前7時から午後8時までですが、次の投票所では閉鎖時刻の繰り上げを行いますので、ご注意ください。

※表①参照

投票のできる人

- 次の条件すべてを満たす人です。
- ① 関市の選挙人名簿に登録のある人
 - ② 満20歳以上の人(平成5年1月28日以前に生まれた人)
- ただし、次に該当する人はご注意ください。
- ※表②参照

投票所入場券

投票所入場券は1月10日以後に郵送します。圧着はがき1枚に6人まで記載してありますので、ゆつくり

と開いてから1人分ずつ切り取り、投票所へお持ちください。

※入場券をなくしたり、届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録された選挙権がある人は投票できます。投票所でその旨を申し出てください。

期日前投票制度

期日前投票制度は、投票日当日に次のような用務などで投票所に行けない人のために、投票日前に投票できる制度です。この制度を利用して大切な一票を投じましょう。

- ① 仕事や冠婚葬祭などのため、投票時間内に投票できない見込みの人
- ② 旅行などの私用で決められた投票区域内にいない見込みの人
- ③ 妊娠や出産、病気、手術などで、投票所へ行けない見込みの人

また、指定病院などに入院(入所)している方が病院などで投票できる制度や、身体障がい者の方が郵送できる制度もあります。

※詳しくは、市選挙管理委員会へお尋ねください。

期日前投票

◆期間 1月11日(金)～26日(土)

※各地域事務所においては、1月21日(月)～26日(土)

◆時間 午前8時30分～午後8時

◆場所 次のどの期日前投票所でも投票することができます。

市役所1階市民ホール、洞戸事務所、板取事務所、武芸川事務所、武儀事務所、上之保事務所

選挙公報を新聞折り込みにします

知事選挙の選挙公報を新聞の朝刊に折り込んで配布します。選挙公報は、1月中旬に新聞折り込みする予定です。

◆選挙公報を折り込む新聞

中日新聞、岐阜新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、日本経済新聞(各朝刊、順不同)

これらの新聞を購読されていない方はお手数ですが、市の施設の窓口やふれあいセンター、市内の郵便局、金融機関、新聞販売店に選挙公報を置きますので、お受け取りください。また、郵送を希望される方は、市選挙管理委員会へご連絡ください。

※表①

地域		投票区	投票所	閉鎖時刻
上之保	船山	上之保船山集会場	午後7時	
	明ヶ島	上之保つどの家	午後7時	
	宮脇	上之保宮脇集会場	午後7時	
	川合	上之保生涯学習センター	午後7時	
	行合	上之保行合集会場	午後7時	
武儀	鳥屋市	上之保鳥屋市集会場	午後7時	
	富之保第二	富之保雁賀礼集会場	午後7時	
武芸川	寺尾	寺尾公民館	午後7時	
	島口	板取門原集会場	午後6時	
	保木口	板取保木口集会場	午後7時	
	中切	板取中切集会場	午後7時	
	上ヶ瀬	板取事務所	午後7時	
板取	門出	板取集落センター	午後7時	
	白谷	板取白谷集会場	午後7時	
	奥洞戸	洞戸高見集会場	午後7時	
	下洞戸	下洞戸活性化センター	午後7時	
	菅谷	洞戸下菅谷集会場	午後7時	
洞戸	市場	洞戸事務所	午後7時	
	市役所	市役所	午後7時	

○閉鎖時刻の繰り上げを行う投票区
次の投票区では、閉鎖時刻の繰り上げを行いますのでご注意ください。

※表②

平成5年1月28日までに生まれた人で、関市の選挙人名簿に登録のある人は関市の投票所で投票できますが、次に該当する人はご注意ください。

関市へ転入した人

区 分	届出日	投 票
岐阜県外から 関市に転入した人	平成24年10月9日以前	関市で投票できます。
	平成24年10月10日以降	投票できません。
岐阜県内の他市町村から 関市に転入した人	平成24年10月9日以前	関市で投票できます。
	平成24年10月10日以降	前住所地で投票できます。(※)

関市から転出した人

区 分	届出日	投 票
岐阜県外へ 転出した人	県外へ転出した時点で投票できません。	
岐阜県内の他市町村へ 転出した人	平成24年10月9日以前に 新住所地へ転入届出	新住所地で投票できます。
	平成24年10月10日以降に 新住所地へ転入届出	関市で投票できます。(※)

(※) 岐阜県内の市町村間で住所を移し、転入届を出した人(県内の市町村間の移動は1回に限ります。)は、前住所地で投票することになります。ただし、前住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要ですので、あらかじめ前住所地の選挙管理委員会にお尋ねください。

投票日前に県内の他市町村に転出した場合は、投票の際に、関市または転出先の市町村が発行する「引き続き岐阜県の区域内に住所を有する旨の証明書」(無料)が必要です。

◎証明書を発行できるところ

【市役所市民課】

1月11日(金)～27日(日)(土日含む) 午前8時30分～午後8時

※27日(日)は午前7時～午後8時

【洞戸・板取・武芸川・武儀・上之保の各事務所】

1月11日(金)～25日(金)(平日のみ) 午前8時30分～午後5時15分

※投票日当日、投票所では証明書を発行できませんので、投票所へ投票に行く前に証明書を発行できる
ところで証明書の発行を受けてください。

関市内で転居をした人

届出日	投票日当日の投票所の場所
平成24年12月19日以前	新住所地の投票所で投票できます。
平成24年12月20日以降	旧住所地の投票所で投票できます。